

## 質問回答

2021年3月5日

「ネパール国統合的電力システム開発計画プロジェクト」

(公示日:2021年2月17日/公示番号:20a00972)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.19 第6条実施方針及び留意事項 (5)近隣国への渡航	近隣国への渡航が計画されていますが、調査団の旅費については、旅費(航空賃、その他)ではなく、一般業務費の⑤旅費・交通費に計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	P19 脚注4	「ネパール側関係者の出張旅費については、下記『第4、8. (3)』のとおり…」と記載がありますが、『第4章. (7). 3) C/P 等の出張旅費』という理解でよろしいでしょうか。  また、C/P 等の出張旅費については、P31 に「実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費を C/P 等ネパール側関係者に支給することが出来る。」と記載があります。一方、P19 脚注4には「本見積にあたっては、ネパール側関係者分の旅費(航空賃、日当、宿泊費)を各渡航あたり2名分計上すること。」と記載されております。  当該費用においてはC/P が負担しない場合に貴機構の承諾を前提として精算対象とされることから費用発生が不明確であり、本プロポーザル	ご理解のとおりです。失礼致しました。  実際の支給にあたっては、先方実施機関との協議のうえ決定するため、ご指摘のとおり、現時点では未確定であることから、「別見積」でお願いします。  ネパール側関係者の日当・宿泊費積算に関して準拠する規定やガイドライン等については、特にございませぬ。

		<p>時においては別見積りとしての計上でよろしいでしょうか。</p> <p>また、ネパール側関係者の日当・宿泊費積算に関して準拠する規定やガイドライン等をご教示ください。</p>	
--	--	---	--

以上